協議第１９号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて下記のとおり提案します。

平成１５年3月5日　提　出

修善寺町外3町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

特別職の身分の取扱いについて
特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、新市において新たに選任するものとする。 新市の職務執行者については、４町の長が別に協議して定めるものとする。

平成１５年　　月　　日 確認